

国家税務総局：税収協定における「受益所有人」を如何に理解し認定するかに関する通知  
国税函[2009]601号

各省、自治区、直轄市ならびに計画単列市国家税務局、地方税務局、揚州税務進修学院：

中華人民共和国政府が対外的に締結した租税条約（内地と香港、マカオとで締結した税収取決を含み、以下税収協定と総称する）の関係規定に基づき、ここに締結相手の居住者が配当、利息ならびにライセンス使用費等の条項で規定している税収協定待遇を享受することを申請した際、いかに申請人の「受益所有人」身分を認定するかについての問題について、下記の通り通知する。

一、「受益所有人」とは、所得または所得に基づきもたらされる権利または財産に対し所有権並びに支配権を有する人を指す。「受益所有人」は一般的に実質性経営活動に従事し、個人、会社またはその他いかなる団体でもよい。代理人、指導管理会社等は「受益所有人」に該当しない。

指導管理会社とは、通常税収を回避または減少、移転または利益蓄積を目的として設立される会社のことを指す。この類の会社は所在国にのみ登記登録し、法律が要求する組織形式をみたとすことを以って、製造、仕入販売、管理等の実質性経営活動には従事しない。

二、「受益所有人」身分判定の際、技術面または国内法の角度からのみ理解することはできず、税収協定の目的（つまり、二重課税の回避ならびに脱税・課税漏れの防止）から発し、「形式より実質を重んじる」原則に従い、具体的事例の実際の状況を結合させて分析と判定を行わなければならない。一般的に、下記の要素は申請人の「受益所有人」身分の認定に不利となる。

（一）申請人が規定の期間内（例：所得を受け取る12か月）に所得の全てまたは絶対的多数部分（例：60%以上）を第三国（地区）の居住者に支払う、または発送する義務がある。

（二）所得に基づきもたらされる財産または権利を持つ以外に、申請人にその他の経済活動がない、あるいは殆どない。

（三）申請人が会社などの実体である状況のもと、申請人の資産、規模ならびに人員配置が比較的小さ（あるいは少な）く、所得額との整合性が取りにくい。

（四）所得または所得に基づきもたらされる財産あるいは権利に対し、申請人が処理権を持たないあるいは殆ど持たず、またリスクを負担しない、あるいはごくわずかしか負担しない。

（五）締結相手国家（地区）が関連所得に対して不徴税または免税、あるいは徴税はするが実質税率が極端に低い。

（六）利息に基づきもたらされ、支払われる貸付契約のほか、債権人と第三者との間に金額、利率並びに締結日等の面で類似するその他の貸付あるいは預金契約が存在する。

（七）ライセンス使用費によりもたらされ、支払われる著作権、特許、技術等の使用権譲渡契約のほか、申請人と第三者間に関係する著作権、特許、技術等の使用権あるいは所有権方面での譲渡契約が存在する。

異なる性質の所得を対象に、上述の要素に対し総合的分析を行い、申請人が本通知第一条の規定に合致しないと認められれば、申請人を「受益所有人」と認めるべきではない。

三、納税人が税収協定待遇享受申請する際、「受益所有人」の身分を有すると証明できる、本通知第三条に列記されている要素に関連する資料を提出しなければならない。

各地は非居住者の税収協定の関連条項の待遇享受の申請審査の際、上述の規定に従って「受益所有人」の身分認定問題进行处理し、必要な場合には情報交換システムを通じ関連資料を確認することができる。各地は具体的な執行においてすみやかに経験や発生した問題をまとめ、判断がつかない事例に対しては税務総局（国際税務司）回送報告し、解決すること。

国家税務総局

二〇〇九年十月二十七日

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司／佐々木清美）